

●香川県警察本部告示第14号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手続に関する規程を次のように定める。

平成19年11月2日

香川県警察本部長 山田尚義

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく不服申立ての手続に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 審査の申請に関する手続（第3条—第12条）

第3章 事実の申告に関する手続（第13条—第16条）

第4章 苦情の申出に関する手続（第17条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）等に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第229条第1項の規定による審査の申請（以下「審査の申請」という。）、法第231条第1項の規定による事実の申告（以下「事実の申告」という。）並びに法第233条第1項、第234条第1項及び第235条第1項の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査担当職員）

第2条 法第229条第3項及び第231条第3項において準用する法第160条第2項の規定により必要な調査をさせる職員（以下「調査担当職員」という。）には、香川県警察本部警務部人事課留置管理室の室長又は室長補佐の職にある者を指名するものとする。

2 調査担当職員は、前項の調査の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第2章 審査の申請に関する手続

（審査の申請の方法）

第3条 審査の申請は、別記様式第1号の審査申請書を警察本部長に提出して行うものとする。

(質問)

第4条 法第229条第3項において準用する法第160条第2項の規定により審査の申請人その他の関係者（以下「関係人」という。）に質問を実施したときは、質問録取書を作成するものとする。

(物件の提出及び返還)

第5条 法第229条第3項において準用する法第160条第2項の規定により関係人に物件の提出を求め、その提出を受けたときは、別記様式第2号の提出物目録を作成し、当該関係人に交付するものとする。

2 法第229条第3項において準用する法第160条第2項の規定により関係人が提出した物件を留め置く必要がなくなったときは、速やかに当該物件を当該関係人に返還するものとする。この場合において、当該物件の返還は、別記様式第3号の還付請書と引換えに行うものとする。

(検証)

第6条 法第229条第3項において準用する法第160条第2項の規定により検証を実施したときは、検証調書を作成するものとする。

(郵便等による審査の申請に係る期間の計算)

第7条 法第229条第3項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第14条第4項の送付に要した日数には、被留置者が審査の申請をする場合におけるその留置施設での郵便等の発信に要した日数を含めるものとする。

(補正の命令)

第8条 法第229条第3項において準用する行服法第21条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書を送付して行うものとする。

(執行停止及び執行停止の取消し)

第9条 法第229条第3項において準用する行服法第34条第2項の規定により職権による執行停止を決定したときは、警察本部長は、処分庁及び審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。

2 法第229条第3項において準用する行服法第35条の規定により執行停止の取消しを決定したときは、警察本部長は、処分庁及び審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。

(手続の併合又は分離)

第10条 法第229条第3項において準用する行服法第36条の規定により数個の審査の申請を併合し、又は併合された数個の審査の申請を分離したときは、警察本部長は、別記様式第5号の手続併合（分離）通知書を処分庁及び審査の申請人に送付してその旨を通知するものとする。

(審査の申請の取下げの方法)

第11条 法第229条第3項において準用する行服法第39条の規定による審査の申請の取下げは、別記様式第6号の審査申請取下書を警察本部長に提出して行うものとする。

2 前項の審査申請取下書を受理したときは、警察本部長は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(裁決書の謄本の送達)

第12条 法第229条第3項において準用する行服法第42条第2項本文又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を添付して行うものとする。

2 法第229条第3項において準用する行服法第42条第2項本文の規定により審査の申請人に裁決書の謄本を送付する場合において、当該審査の申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

3 法第229条第3項において準用する行服法第42条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、警察本部長は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

第3章 事実の申告に関する手続

(事実の申告の方法)

第13条 事実の申告は、別記様式第7号の事実の申告書を警察本部長に提出して行うものとする。

(準用)

第14条 第4条から第6条までの規定は、事実の申告に関する必要な調査について準用する。この場合において、これらの規定中「第229条第3項」とあるのは「第231条第3項」と、第4条中「審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

2 第7条の規定は、郵便等による事実の申告に係る期間の計算について準用する。この場合において、同条中「第229条第3項」とあるのは「第231条第3項」と、「審査の申請」とあるのは「事実の申告」と読み替えるものとする。

3 第8条の規定は、事実の申告に対する補正の命令について準用する。この場合において、同条中「第229条第3項」とあるのは「第231条第3項」と読み替えるものとする。

4 第10条の規定は、事実の申告の手続の併合又は分離について準用する。この場合において、同条中「第229条第3項」とあるのは「第231条第3項」と、「審査の申請を」とあるのは「事実の申告を」と、「処分庁」とあるのは「その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者」と、「審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告の取下げの方法)

第15条 法第231条第3項において準用する行服法第39条の規定による事実の申告の取下げは、別記様式第8号の事実の申告取下書を警察本部長に提出して行うものとする。

2 前項の事実の申告取下書を受理したときは、警察本部長は、その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者にその旨を書面により通知するものとする。

(結果の通知等の方法)

第16条 法第231条第3項において準用する法第164条第1項又は第2項の規定による通知は、その旨を記載した書面に事実の申告に対する通知送付書を添付し、これを送付して行うものとする。

2 前項の規定による書面の送付は、その事実の申告人が留置されている留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

第4章 苦情の申出に関する手続

(書面による苦情の申出の方法)

第17条 書面による苦情の申出は、別記様式第9号の苦情申出書を警察本部長、法第18条に規定する監査官（以下「監査官」という。）又は留置業務管理者に提出して行うものとする。

(口頭による苦情の申出に係る通訳等)

第18条 口頭による苦情の申出を直接することができない者又は困難な者は、留置業務管理者に通訳その他意思の表示を補助する者を申請することができる。

2 法第235条第2項において準用する法第168条第3項の規定により指名を受けて苦情の申出の内容を聴取した職員は、当該苦情の申出に係る報告書を作成し、留置業務管理者に提出するものとする。

(実地監査の告知)

第19条 留置業務管理者は、法第18条の規定による実地監査が行われるときは、被留置者にその日程及び法第234条第1項の規定による苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

(苦情の申出の取下げ)

第20条 苦情の申出人は、法第233条第2項、第234条第2項及び第235条第2項において準用する法第166条第3項の規定による処理の結果の通知（以下「処理結果通知」という。）があるまでは、いつでも当該苦情の申出を取り下げることができる。

2 苦情の申出の取下げは、別記様式第10号の苦情申出取下書を当該苦情の申出をした警察本部長、監査官又は留置業務管理者に提出して行うものとする。

(処理の打切り)

第21条 警察本部長、監査官又は留置業務管理者は、苦情の申出人がその苦情の申出に係る留置施設から釈放又は移送されたとき、前条の規定による苦情の申出の取下げがあったときその他苦情の申出に係る処理を継続する必要がないと認めるときは、当該苦情の申出に係る処理を打ち切るものとする。

(処理結果通知の方法)

第22条 処理結果通知は、書面により、その苦情の申出人が留置されている留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。ただし、苦情の申出が口頭により行われた場合における処理結果通知は、書面以外の方法により行うことができる。

附 則

この規程は、平成19年11月2日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

審査申請書

年　月　日

香川県警察本部長 殿

申請人 住所又は警察署の名称

氏名

(印)

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第1項の規定により、下記のとおり審査の申請をします。

記

1 審査の申請に係る留置業務管理者の措置

2 審査の申請に係る留置業務管理者の措置の告知があった年月日

3 審査の申請の趣旨及び理由

4 処分庁の教示の有無及びその内容

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 (印)のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第5条、第14条関係)

提出物目録

年 月 日

殿

香川県警察本部長

印

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第229条第3項
第231条第3項において準用
する同法第160条第2項の規定により、下記のとおり を受領した。

記

審査の申請又は事実の申告の件名			
提出者	氏名		
	住所又は警察署の名称		
提出を受けた日	年 月 日		
目録			
番号	標目	数量	備考

取扱者 職 氏名

印

(提出者への注意事項)

提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第5条、第14条関係）

還付請書

年　月　日

香川県警察本部長 殿

住所又は警察署の名称

氏名

印

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	標目	数量	備考

取扱者　職　　氏名

印

備考

- 1 還付を受ける者が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 還付を受ける者が氏名の記載を自署する場合は、その者の押印は、省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第8条、第14条関係）

補正命令書

第 年 月 日
号

殿

香川県警察本部長

印

は、下記の理由により不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第229条第3項 第231条第3項において準用する行政不服審査法第21条の規定により、

年 月 日までに補正することを命ずる。

なお、期限までに補正された 審査申請書 が提出されないときは、当該
事実の申告書

審査の申請 事実の申告 を却下することがある。

記

理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第10条、第14条関係）

手続併合（分離）通知書

第 年 月 号
日

殿

香川県警察本部長

印

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第229条第3項
第231条第3項 において

準用する行政不服審査法第36条の規定により、下記のとおり 審査の申請
事実の申告 を

併合 分離 したので通知する。

記

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

審査申請取下書

年　月　日

香川県警察本部長 殿

申請人 住所又は警察署の名称

氏名

(印)

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第229条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり審査の申請を取り下げます。

記

1 取り下げる審査の申請

2 理由

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 (印)のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事実の申告書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

申告人 警察署の名称

氏名

印

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第1項の規定により、下記のとおり事実の申告をします。

記

1 申告に係る事実のあった留置施設の置かれる警察署の名称

2 申告に係る事実

(1) 申告に係る行為を行った職員の氏名等

(2) 申告に係る具体的行為

- 身体に対する違法な有形力の行使
- 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用
- 違法又は不当な保護室への収容

(3) 申告に係る事実の概要

3 申告に係る事実があつた年月日

4 留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 該当する□内に✓印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事実の申告取下書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

申告人 警察署の名称

氏名

印

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第231条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり事実の申告を取り下げます。

記

1 取り下げる事実の申告

2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

苦情申出書

年 月 日

香川県警察本部長
監査官殿
留置業務管理者
(警察署長)

警察署の名称

氏名

印

年齢

第233条第1項
第234条第1項 の規定により、
第235条第1項

下記のとおり苦情の申出をします。

記

1 申出に係る事実

2 申出に係る事実があった年月日

3 留置業務管理者の教示の有無及びその内容

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

苦情申出取下書

年　月　日

香川県警察本部長
監　查　官　殿
留置業務管理者
(　　警察署長)

警察署の名称

氏名 ㊞

年齢

年　　月　　日付けて申し出た苦情は、下記のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる苦情の申出

2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。